

こどもが病気で保育所に預けられない。
こんなときどうすればいいの？

東広島市病児保育室のご案内



病児保育とは？

病気のため、通常の保育（家庭や保育所等での保育）が受けられない場合お子さまを、一時的にお預かりし、保育や看護を行います。

市内の病児保育施設

❁病児・病後児保育室 たんぽぽ❁

対象年齢：生後5か月～小学校6年生まで

場所：東広島市西条本町12-11

予約専用電話：090-1685-4443

予約方法：電話予約

予約受付：月曜～木曜日 6:30～20:00

休室日前日 6:30～18:30

日曜・祝日 19:00～20:00



❁病児保育室 うさぎ❁

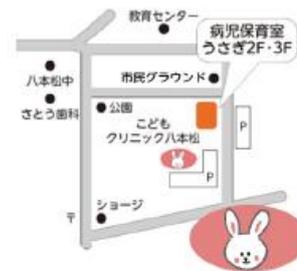
対象年齢：生後6か月～小学校6年生まで

住所：東広島市八本松南2-4-14

電話：082-428-2255

予約方法：インターネット予約

予約受付：前日16:00～当日12:00まで



❁アイグラン保育園川上（病児保育室）❁

受入年齢：生後2か月～就学前まで

住所：東広島市八本松飯田2-5-3

電話：082-226-5666

予約方法：電話予約（※事前登録必要）

予約受付：前日8:30～18:30（前日が日曜・祝日等の場合はその前の日）



※お申込・お問い合わせは各施設へお願いします。

減免制度とは？

- 生活保護世帯・市民税非課税世帯の方を対象に病児保育室の利用料を減免しています。

市民税非課税世帯の考え方

父母（ひとり親認定のある世帯の場合は、父母のうちいずれか1人）の収入の合計額が基準額（月額10万円（年額120万円））未満であり、かつ祖父母等と同居している場合、その祖父母等のうち、最も市町村民税額の高い者一人を「家計の主宰者」として世帯に含めます。

受付：電子申請または保育課窓口

必要なもの：保護者本人確認書類

申請書の印刷、電子申請はこちらから↓



《減免制度利用にあたっての注意事項》

- ・利用日までに電子申請または申請書を保育課に提出する必要があります。申請日以前に利用があった場合でも、減免の対象期間を遡ることはできません。
- ・審査の結果、減免対象とならない場合があります。対象とならない場合は、不承認通知書を送付します。
- ・食費や延長利用料については減免の対象とはなりません。
- ・減免の対象期間は最大で年度末までです。9月に算定対象の課税年度が切り替わるため、減免の対象期間が変更になる場合があります。



お問い合わせ
東広島市役所 保育課
082-420-0934